

[事案 24-144] 入院給付金支払請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人による不告知教唆があったことを理由に、保険会社が決定した詐欺による契約無効を取り消し、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 8 月に無配当医療保険を契約し、平成 23 年 3 月に腎盂腎炎等により入院したことから給付金を請求したところ、同年 10 月に保険会社から本契約を詐欺により無効とする通知が届いた。しかしながら、契約時に過去の病歴を告知しなかったのは、募集人が自分が入院中であることを承知のうえで本契約を勧め、「告知しなくてよい」「2 年間は入院しても請求しなければよい」と不告知を教唆したからであって詐欺目的の事実はないことから、詐欺無効を取り消し、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

当社が調査を行ったところ、申立人は「急性骨盤内感染症」「腎盂腎炎」等により、平成 19 年 7 月から同年 9 月まで入院していた事実が判明した。また、募集人による不告知教唆の事実はない。したがって、本契約の申込当日は入院中であったが、契約時の告知書にはその記載がなかったため、約款の規定にもとづき、詐欺による無効としたものであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取等の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 事情聴取したところ、以下のとおり、当事者双方の主張は正面から対立していることが分かった。
 - (1) 申立人は、本契約を締結した場所は申立人の自宅であり、その場に申立外 A 氏が同席していた旨主張しているが、募集人は、本契約を締結した場所は申立人の自宅で間違いはないが、第三者である A 氏が同席していた事実はない旨主張している。
 - (2) 申立人は、募集人は、入院中に同じ病院に入院していた A 氏から紹介されたことから、申立人が入院中であることを知っていた旨主張している一方、募集人は、本契約は申立人の元夫の契約のために申立人宅を訪問した際、同席した申立人に勧誘したのであり、A 氏からの紹介ではなく、また、本契約締結にあたり 1 回も申立人とは病院では会っていないことから、申立人が入院中であるとは思わなかった旨主張している。
 - (3) 申立人は、募集人は、申立人以外にも入院中の患者から生命保険契約を募集している旨主張しているが、募集人は、本契約時、支部長という部下を指導すべき立場であったことから、入院中の患者から契約を取るなどあり得ない旨主張している。
 - (4) 申立人は、募集人から、「告知しなくてよい」「2 年間は入院しても請求しなければよい」と不告知を教唆された旨主張しているが、募集人は、「2 年間の間に入退院をすれば、リサーチが入り給付金審査が厳しいですよ」ということを全ての顧客に対して伝えることは

あるが、不告知を教唆することはない旨主張している。

2. 以上のように、双方の主張は正面から食い違い、お互いの事実認識は大きく異なっていることから、募集人が申立人の入院の事実を知っていたか否か、あるいは不告知の教唆をしたか否かを、申立人の提出した証拠や事情聴取の結果から判断することは困難である。よって、本件を適正に判断するためには、申立人や募集人のみならず、第三者の証人尋問が不可欠となるが、当審査会は裁判外紛争解決機関であるため、この手続きを有していないことから、厳密な証拠調べを可能とする訴訟手続により解決することが相当と考える。